

(総則)

第1条 本契約は、委託者が、標記の業務委託に関する業務（以下「本件業務」という。）を受託者に委託し、受託者はこれを受託することに関する契約事項を定める。

2 受託者は、本件業務の履行に伴い知り得た秘密を漏らしてはならない。このことについて、本件業務の履行後においても同様とする。

3 本契約に定める催告、請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

4 本契約に定める営業日とは、1年のうち国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日並びに委託者及び受託者が別途協議の上定めた日を除く日とする。

5 本件業務の履行に当たって委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

7 本契約における期間の定めについては、本契約に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。

8 本契約は、日本国の法令に準拠する。

(本件業務の内容)

第2条 本件業務の具体的内容等については、委託業務仕様書に定める。

2 本件業務のうち運用業務とは、システムが日常的に安定して利用できるように行う管理業務、受託者が委託者からの依頼に基づいて行うデータ処理・集計等業務及びこれらに関連する業務をいう。

3 本件業務のうち保守業務とは、システムに障害が発生した場合の対応、軽微なプログラム機能の変更・改良業務及びこれらに関連する業務をいう。

(業務の提供時間帯)

第3条 本件業務の提供時間帯については、委託業務仕様書に定める。

(再委託)

第4条 受託者は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、本件業務の一部について第三者に再委託することができる。

2 受託者は、前項ただし書きに規定する再委託について委託者の承諾を求める場合、再委託先、再委託する業務内容、再委託する理由、再委託先に提供する情報及び当該情報の保護措置、再委託先の管理監督方法並びに受託者と再委託先の関係を示した業務実施体制図を書面により委託者に提出しなければならない。

3 受託者は、第1項ただし書きに規定する再委託を行う場合は、再委託先も本契約の契約事項を遵守するものとし、受託者は再委託先にこれを遵守させることについて責任を負う。

4 受託者は、再委託先による本件業務の履行について、委託者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、委託者に対して自ら本件業務を履行した場合と同等の責任を負う。ただし、委託者の指定した再委託先の履行については、受託者に故意又は重大な過失がある場合を除き、受託者はこの責任を負わない。

(本件業務の履行)

第5条 受託者は、本件業務の履行に当たり必要な知識及び経験に基づき、委託者の作業が円滑かつ適切に行われるよう、常に善良なる管理者の注意をもって、本件業務を履行しなければならない。

2 受託者は、本件業務の履行に当たり、受託者の従業員が委託者の事務所等に立ち入る場合、委託者の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させなければならない。

3 委託者は、受託者が本件業務を円滑に履行するために必要な協力をする。

(連絡責任者)

第6条 委託者及び受託者は、本件業務の履行に関する連絡確認を行う連絡責任者を定め、書面で相手方に通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(障害発生時の対応等)

第7条 委託者及び受託者は、本件業務の履行に当たり、障害発生時等における緊急連絡先及び緊急連絡体制その他必要な事項について協議し、双方合意した内容を書面にてそれぞれが保有する。なお、当該内容に変更があった場合も同様とする。

(定例連絡会の設置)

第8条 委託者及び受託者は、本件業務における進捗状況、リスクの管理及び報告、委託者及び受託者による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に履行できるよう必要な事項を協議するため、定例連絡会を設置することができる。

2 定例連絡会の開催時期については、委託業務仕様書に定める。

3 定例連絡会への出席者については、委託者及び受託者がそれぞれ指名する。

4 受託者は、定例連絡会において履行状況報告書を提出し、委託者に対して当該報告書に基づいて履行状況を報告する。

5 委託者及び受託者は、本件業務の履行に関して定例連絡会で決定された事項について、本契約に反しない限り、これに従わなければならない。

6 受託者は、定例連絡会の議事内容及び協議結果について、書面により議事録を作成して委託者に提出し、委託者及び受託者がこれに押印の上、それぞれ1部を保有する。

7 受託者は、前項に定める議事録の原案を原則として定例連絡会の開催日の翌営業日から3営業日以内に作成し、委託者に提出する。委託者は、当該議事録の原案を受領した日の翌営業日から3営業日以内にその内容について確認を行う。

(本件業務の一時停止)

第9条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本件業務の全部又は一部を停止することができる。

一 天災事変等の非常事態により本件業務の履行が不能となったとき。

二 本件業務の用に供する建物、通信回線、電子計算機その他の設備の保守、工事その他やむを得ない事由があるとき。

三 本件業務の履行に必要な機器若しくはソフトウェア（以下「必要機器等」という。）に障害が発生したとき又は必要機器等に保守等が必要となったとき。

四 本件業務において、又は本件業務を対象に、電気通信事業者が提供する通信回線がある場合、当該通信回線が中断・中止したとき。

五 委託者及び受託者が別途合意した事由に基づくとき。

2 受託者は、前項の規定により本件業務の全部若しくは一部を停止した、又は停止しようとする場合、直ちに停止日又は停止予定日及び復旧までの見込期間を委託者に通知しなければならない。また、復旧までの見込期間に変更があった場合も同様とする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、

事後速やかに通知することをもって足りる。

3 受託者は、第1項の規定により停止した業務を復旧したときは、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

4 受託者は、第1項の規定により本件業務の全部又は一部を停止したことについて、受託者の故意又は重大な過失による場合を除き、何ら責任を負わない。

(事故発生の通知)

第10条 受託者は、本件業務の履行の過程において事故が発生したときは、当該事故の内容、発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面により直ちに委託者に報告するとともに、その対応について委託者の指示に従わなければならない。

(履行状況の報告)

第11条 委託者は、受託者に対して本件業務の履行状況について、必要と認めるときに報告を求めることができる。

(委託者による監査)

第12条 委託者は、受託者に対して本件業務の履行状況について定期的に又は必要と認めるときは、受託者にあらかじめ通知の上で監査を行うことができる。

2 受託者は、前項に定める監査において委託者に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

(改善指示)

第13条 委託者は、受託者が正当な理由なく工程を著しく遅延させたとき、業務品質が著しく粗悪であるとき、その他本件業務の履行に際し著しく適正を欠く行為があったときは、口頭又は文書により改善指示を行う。

(サービスレベルの合意事項)

第14条 委託者及び受託者は、別紙により、本件業務におけるサービスレベルの合意事項(SLA)を設定することができる。

(特定保守業務)

第15条 本件業務のうち、保守業務の範囲内で対応可能である軽微なプログラム変更・改良(以下「特定保守業務」という。)を行う場合、特定保守業務の内容、作業期間等について委託者及び受託者で協議する。

2 受託者は、特定保守業務の内容について、基本設計、詳細設計、仕様その他の内容(以下「基本設計等」という。)を確定する必要がある場合、それぞれ基本設計書、詳細設計書、仕様書その他の書面を提出し、委託者の承認を受けなければならない。ただし、委託者から書面による明確な指示がある場合、又は特定保守業務の内容が簡易であり、委託者及び受託者が書面の提出について必要がないと判断した場合は、書面の作成及び委託者の承認を省略することができる。

3 受託者は、第1項において特定保守業務の作業期間を定めた場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者と協議の上、委託者に対して作業期間の延期を求めることができる。

一 受託者の責めに帰すべからざる事由により、定められた時期までに特定保守業務の履行に必要な資料等の提供又は委託者の協力を受けられなかったとき。

二 受託者が提供された資料等又は委託者の協力に不備があったとき。

三 天災地変その他正当な事由により作業期間内に特定保守業務を完了することが困難になったとき。

4 受託者は、本件業務の履行に当たり、緊急の特定保守業務を要すると判断した場合、第1項及び第2項の規定に関わらず、特定保守業務を行うことができる。この場合、受託者は、当該特定保守業務の履行後速やかに、委託者に対して書面により報告しなければならない。

(特定保守業務の内容変更等)

第16条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、前条第1項に規定する特定保守業務の内容について変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 受託者は、前項の規定による内容の変更等に伴い、作業項目、作業期間等の変更が必要であるときは、委託者と協議の上、その変更を求めることができる。

3 委託者及び受託者は、前2項の協議により変更又は一時中止となった特定保守業務の内容について、書面により確認する。ただし、変更内容が簡易であり、委託者及び受託者が書面の作成について必要がないと判断した場合は、書面の作成を省略することができる。

(検査)

第17条 受託者は、特定保守業務が完了したときは、直ちに委託者に対し、当該業務を終了した旨を書面により報告して委託者の検査を受けなければならない。

2 受託者は、本件業務のうち、委託業務仕様書に定める業務の履行状況については、月次の業務終了報告書を翌月5日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日の場合は翌営業日とする。）までに委託者に提出し、前項の検査を受けなければならない。

3 委託者は、第1項に規定する検査について、受託者から書面による報告を受けた日の翌営業日から起算して5営業日以内に行わなければならない。

4 受託者は、第1項に規定する検査に合格したときをもって当該検査に合格した部分に係る履行が完了したものとする。

(再履行)

第18条 委託者は、受託者が前条第1項に規定する検査に合格しないときは、期日を指定して再履行を命ずることができる。

2 受託者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、委託者と協議の上で定めた期間内に無償で再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは委託者に届出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の検査に準用する。

第19条 委託者は、受託者が前条に規定する再履行に応じないときその他本契約から生じる義務を履行しないときは、受託者の負担でこれを執行することができる。なお、このために受託者に損害が生じても、委託者は賠償の責任を負わない。

(契約金額の支払)

第20条 受託者は、第17条第1項又は第18条第2項に規定する検査に合格したときは、委託者の定める手続に従って契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求があったときは、その日から起算して30日以内に原則として振込みにより支払う。

3 委託者は、前項に規定する期間内に代金を支払わないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（年当たりの

割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。) を乗じて計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を受託者に対して支払う。

(本件業務の中止)

第21条 受託者は、委託者につき次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が解消するまでの間、本件業務を中止することができる。

- 一 委託者が契約金額の支払いを遅滞し、受託者の催告に関わらず延滞が解消されないとき。
- 二 委託者が本契約の各条項に違背したとき。
- 三 前2号のほか、委託者の責めに帰すべき事由により受託者の業務に著しい支障をきたし、又はそのおそれがあるとき。

2 受託者は、前項の場合、その事由の発生後直ちに本件業務を中止した旨を委託者に通知しなければならない。

(所有権等の帰属等)

第22条 受託者が、本件業務の履行により制作又は作成した成果物の所有権及び著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、受託者又は第三者が従来権利を有していたもの及び汎用性のあるルーチン等で受託者が委託者にあらかじめ通知したものを除き、第20条に規定する契約金額の支払が完了したときに受託者から委託者に移転する。

2 受託者は、前項に規定する成果物を再利用することはできない。ただし、第28条の規定に反しない範囲において、受託者が、委託者名及び受託予定の業務内容等に係る詳細情報を秘匿した上で他社への提案資料として再利用する場合は、委託者の事前承諾を得ることを条件とし、その利用を妨げるものではない。

3 受託者は、委託者及び成果物の利用者に対し、本条において留保される受託者の権利について無期限に使用を許諾し、一切の著作者人格権を行使しない。

(契約不適合責任)

第23条 受託者は、本件業務の履行により制作又は作成した成果物に契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その補正又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、委託者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、委託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託者に通知しないときは、委託者は、前項の請求をすることができない。ただし、受託者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約内容の変更等)

第24条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、本件業務の内容について変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更)

第25条 委託者又は受託者は、本契約の締結後において、天災事変その他不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(資料等の提供及び返還)

第 26 条 委託者は、受託者に対して、本契約に定める条件に従い、本件業務の履行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 前項に定めるもののほか、受託者から委託者に対し、本件業務の履行に必要な資料等の提供の要請があった場合、委託者及び受託者で協議の上、本契約に定める条件に従い、委託者は受託者に対しこれらの提供を行う。

3 本件業務の履行に当たり、委託者の事務所において受託者が作業を行う必要がある場合、委託者は、受託者と協議の上、当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。以下同じ。）を、本契約に定める条件に従い、受託者に提供する。

4 受託者は、委託者から提供を受けた資料等（次条第 2 項に規定する複製物及び改変物を含む。）が本件業務の履行上不要となったときは、速やかにこれらを委託者に返還しなければならない。

5 委託者及び受託者は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ書面をもって行う。

(資料等の管理)

第 27 条 受託者は、委託者から提供された本件業務に関する資料等について、常に善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

2 受託者は、委託者から提供された本件業務に関する資料等について、本件業務の履行上必要な範囲内で複製又は改変することができる。

(秘密情報の取扱い)

第 28 条 委託者及び受託者は、本件業務に関する資料等のうち、相手方から書面により秘密である旨を指定されたもの（以下「秘密情報」という。）を提供されたときは、次の各号に掲げる必要な管理措置を講じなければならない。

一 施錠できる保管庫又は施錠、入退室管理可能な保管室に格納すること。

二 秘密情報の管理に係る管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け、秘密情報の管理状況を記録すること。

三 秘密情報の提供者から要求があった場合は、前号に規定する管理状況の記録を委託者に提出すること。

2 委託者及び受託者は、秘密情報について、本件業務の履行のために知る必要のある最低限の範囲の役職員に限り開示するものとし、当該役職員は、委託者及び受託者が負担する秘密保持義務と同等の義務を負う。

3 秘密情報の返還については、第 26 条の規定を準用する。

(履行遅滞に伴う違約金徴収)

第 29 条 委託者は、受託者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を履行できない場合において、契約期間後履行する見込みのあるときは、委託者は受託者から違約金を徴収して契約期間を延長することができる。

2 前項に規定する違約金の額は、業務履行月の翌月 1 日から検査に合格した日までの日数に応じ、契約金額に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数があるとき、又は 100 円未満であるときは、その端数

額又はその全額を切り捨てる。)とする。

3 第18条第2項の規定による再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、受託者は前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

(委託者の催告による解除権)

第30条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 指定期日内に業務を終了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を終了する見込みがないと委託者が認めるとき。

三 正当な理由なく、第18条第1項の再履行がなされないとき。

四 受託者又はその代理人若しくは使用人が、本契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

五 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、委託者の監査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者が、本契約の条項に違反をしたとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第30条の2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第37条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。

二 業務を終了させることができないことが明らかであるとき。

三 受託者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行しないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

八 第33条の規定によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。

九 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当する者と判

明したとき。

十 公正取引委員会が受託者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第 7 条の 2（同法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第 3 条又は第 8 条第 1 項の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

十一 この契約に関して、受託者（受託者が法人の場合については、その役員又は使用人）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受託者は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者に納付しなければならない。

一 前 2 条の規定によりこの契約が解除された場合。

二 受託者とその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当するとみなす。

一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人。

二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人。

三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等。

（協議解除）

第 32 条 委託者は、必要があるときは、受託者と協議の上、本契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の解除により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第 33 条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

一 第 24 条の規定により、委託者が本件業務の履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が 3 月以上に及ぶとき又は契約期間の 3 分の 2 以上に及ぶとき。

二 第 24 条の規定により、委託者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

（契約解除等に伴う措置）

第 34 条 本契約が解除された、又は受託者とその債務の履行を拒否し、若しくは受託者の債務について履行不能となった場合（以下「本契約が解除された場合等」という。）において、検査に合格した履行完了部分があるときは、委託者は当該履行完了部分に対する契約金額相当額を支払う。

2 受託者は、本契約が解除された場合等において、委託者から資料等の貸与を受けているときは、遅滞なく当該資料等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該資料等が受託者

の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 3** 受託者は、本契約が解除された場合等において、履行場所等に受託者の所有物があるときは、遅滞なく当該所有物を撤去（委託者に返還する貸与品等については、委託者の指定する場所に搬出する。以下、本条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して委託者に明け渡さなければならない。
- 4** 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該所有物を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該所有物を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申出ることができず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5** 第2項及び第3項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、第30条及び第30条の2の規定により契約が解除されたとき又は第31条第2項に掲げる者により契約が解除されたときは委託者が定め、第32条又は第33条の規定により契約が解除されたときは、委託者及び受託者が協議の上定める。

（賠償の予定）

第35条 受託者は、第30条の2第1項第十号又は第十一号のいずれかに該当するときは、委託者が本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として契約金額の10分の3に相当する額を委託者に支払わなければならない。本契約を履行した後も同様とする。ただし、第30条の2第1項第十一号のうち、刑法第198条の規定による受託者の刑が確定した場合は、この限りでない。

- 2** 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第36条 委託者及び受託者は、本契約の履行に関し、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合又は第23条に基づく契約不適合の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該契約不適合が受託者の責めに帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。ただし、この契約不適合に関する損害賠償請求は、本契約に定める検査の合格後1年が経過した後は行うことができない。

- 2** 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わない。

（権利義務の譲渡等）

第37条 受託者は、本契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。

（相殺）

第38条 委託者は、受託者に対して有する金銭債権があるときは、受託者が委託者に対して有する契約金額請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴することができる。

（管轄裁判所）

第39条 本契約に係る訴訟については、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

第40条 本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い委託者及び受託者で協議の上、円満に解決を図る。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第41条 暴力団等排除に関する条項については、別紙に定める。